

(2) 母子家庭の子育て支援の有効性に関する調査研究事業（助成先：NPO法人 しんぐるまさあず・ふおーらむ）

母子家庭の子育ての支援を効果的に行うため、母子家庭の子育て支援の実態について調査を行い、心理面を中心に支援方策の検討のための研究会を開催し、その成果を報告書にまとめた。

(3) 縛婚に伴う親子関係の再構築に関するセミナー事業（助成先：（社）家庭問題情報センター）

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、離婚後の子の養育に関して、父母が協力関係を形成できるように、そのノウハウを伝えるためのセミナーを開催するとともに、その成果を報告書にまとめた。

(4) 母子家庭の就業生活を支援するためのバーチャル相談機能の構築事業（助成先：NPO法人あごら）

母子家庭の自立を支援するため、母子家庭がいつでも、必要な情報や助言を得ることを可能にするインターネット上の相談機能について検討を行い、試行的に実施した。

## 5 母子生活支援設施

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められる場合、当該母子を入所させて、必要な生活指導を行い、社会的に自立させることを目的とする施設である。

母子生活支援施設は、社会福祉法人立のものや地方公共団体立のものがあり、合わせて全国に284か所ある（平成15年3月末現在）。また、入所理由別の入所状況は次のとおりである（図表3-1-1）。

図表3-1-1 母子生活支援施設の入所理由別入所状況（平成14年度新規入所）

入所理由	入所世帯数	理由別割合
総数	2,341	100.0%
夫等の暴力	1,000	42.7%
経済的理由	486	20.8%
住宅事情	446	19.1%
入所前の家庭内環境の不適切	259	11.1%
母親の心身の不安定	77	3.3%
職業上の理由	12	0.5%
その他	61	2.5%

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「平成14年度母子生活支援施設入退所状況調査」

### (1) 母子生活支援施設と就業支援

母子生活支援施設に入所している母子家庭は、配偶者からの暴力の被害者など、母子家庭の中でも就業自立が容易ではないケースが多いと思われるが、そのような中にあっても入所している母親3,874人のうち74.7%の2,893人が就労し、自立に向けた努力を行っている。雇用形態については、常用雇用が35.3%、臨時雇用が64.7%となっている（（社福）全国社会福祉協議会全国母子生活支援施設協議会「全国母子生活支援施設実態調査」（平成14年度））。

平成14（2002）年度には、1,838人が母子生活支援施設を退所している。

なお、無料職業紹介の許可を受けて、施設自ら職業紹介を行う事例もあり、母子生活支援施設においても、就業による自立に向け積極的に取り組んでいる。

### (2) 母子生活支援施設の保育機能の充実

保育所に入所できない母子家庭等の児童に対し、母子生活支援施設の保育室に保育士を配置し、保育サービスを提供することにより、その保護者の就業による自立の支援を行う事業を新たに創設し、3施設において行っている。

### (3) 小規模分園型母子生活支援施設の創設

母子生活支援施設に入所している母子の保護については、離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により近いうちに自立が見込まれる者もいる。このため、近いうちに自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などにおいて小規模分園型母子生活支援施設を設け、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行っている。

平成15（2003）年度の実施施設は、4施設である。

## 6

### 居住の安定確保

母子家庭の住居等の状況を見ると、全世帯の持家率が約60%であるのに対し、母子世帯の持家率は約27%と低く（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成10年）図表3-1-2）、また平均所得金額は243万5千円となっている（厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」（平成14年））。住宅は生活の重要な基盤であり、母子家庭等が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立が可能となるよう、居住の安定確保を図り、生活面での支援体制を整備することが重要である。

このため、公共賃貸住宅において以下の施策を講じている。

### (1) 公営住宅

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、母子家庭については、公営住宅への入居者の選考に際し、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に住宅困窮度が高い世帯として、事業主体である地方公共団体の判断により、抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う等の優先入居の取扱いを行うことができることとなっている。

## (2) 都市基盤整備公団賃貸住宅

都市基盤整備公団が管理する賃貸住宅においても、その募集に際し、満20歳未満の子のいる母子家庭等に対し、当選率を優遇する措置を行っている。

図表3-1-2 母子世帯等の住居の状況

	総数	持ち家	借家等					(千世帯)
			公営住宅	公社・公団住宅	借家	同居	その他	
母子世帯	954.9 (100.0%)	253.9 (26.6%)	158.1 (16.6%)	29.8 (3.1%)	247.5 (25.9%)	130.2 (13.6%)	120.5 (12.6%)	

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成10年）

	総数	持ち家	借家等					(千世帯)
			公営の 借家	公社・公団 の借家	民営借家	給与住宅	同居	
全世帯	44,139.9 (100.0%)	26,467.8 (60.0%)	2,086.7 (4.7%)	864.3 (2.0%)	12,049.8 (27.3%)	1,729.2 (3.9%)	156.6 (0.4%)	55.1 (0.1%)

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」（平成10年）

## (3) 雇用促進住宅の活用

雇用促進住宅について、平成15（2003）年10月から新たに母子家庭等について、就職若しくは就職が内定している又は公共職業安定所において求職活動中であること等の条件を満たせば、貸与の対象者としたところである。

なお、民間賃貸住宅においては、入居に際して連帯保証人を確保することが困難である等の場合であっても、複数の民間事業者によって家賃債務保証が実施されているところである。